

事業

こども医療費助成制度の見直しについて

概要：

子育て支援の充実を図るため、現在のこども医療費助成制度において未就学児までとなっている現物給付の対象を、平成31年4月から中学生まで拡大します。

現物給付は、医療機関窓口での負担を気にせず必要な治療を受けることができることから、疾病の重症化を防ぎ、子どもの健康維持に繋がることが期待されますが、現物給付には経常的な多額の財政負担も伴うため実施を見送ってきました。

しかしながら、来年10月からの消費税率引き上げが表明されたことから、それに伴う子育て家庭の経済的負担感の軽減を図るとともに、貧困世帯の支援や少子化対策に効果があることを期待し改正に踏み切るものです。また、共働き世帯が増加している中、市民が助成申請のために書類を用意して窓口に来る負担を減らすことができます。

なお、今回の改正によって、本市のこども医療費助成制度は県内各市町と比較しても手厚い制度になります。

■ 内容

【現行制度】

年齢区分	助成方法、自己負担
未就学児 (0～6歳)	現物給付
小学生 (7歳～12歳)	償還払い 自己負担 500円
中学生 (13歳～15歳)	償還払い 自己負担 2,000円
高校生 (16歳～18歳)	償還払い 自己負担 2,000円



【見直し後】

年齢区分	助成方法、自己負担
未就学児 (0～6歳)	現物給付
小学生 (7歳～12歳)	現物給付(拡大部分)
中学生 (13歳～15歳)	現物給付(拡大部分)
高校生 (16歳～18歳)	償還払い 自己負担 2,000円

■ 対象児童数

約19,500人(平成30年10月現在登録者数より)

(未就学児約6,380人、小学生約6,330人、中学生3,340人、高校生3,450人)

■ 実施時期

平成31年4月1日から

■ 事業費

平成31年度のこども医療費助成の事業費見込額 約496,000千円

制度改正による支出増見込額 約161,800千円

栃木県子ども医療費助成制度・現物給付の実施状況（見直し前）

※平成30年4月現在

※網掛けは現物給付

市町名		対 象 年 齢（「●」の位置は助成対象年齢の上限）																	
		入 院									通 院								
		小 学 校			中 学 校			高 校			小 学 校			中 学 校			高 校		
		4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
1	日光市								●									●	
	さくら市								●									●	
	塩谷町								●									●	
	高根沢町								●									●	
	那須町								●									●	
2	芳賀町								●									●	
	野木町								●									●	
3	宇都宮市					●									●				
	栃木市					●									●				
	佐野市					●									●				
	鹿沼市					●									●				
	真岡市					●									●				
	那須烏山市					●									●				
	下野市					●									●				
	上三川町					●									●				
	市貝町					●									●				
	壬生町					●									●				
	那珂川町					●									●				
4	小山市					●									●				
5	大田原市								●									●	
	矢板市								●									●	
	那須塩原市 (見直し前)								●									●	
6	足利市					●									●				
	益子町					●									●				
	茂木町					●									●				

